



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

822	生活保護法による指定医療機関の廃止	（社会福祉課）..... 1
823	生活保護法による指定介護機関の廃止	（ 〃 ）..... 2
824	生活保護法による指定医療機関の変更	（ 〃 ）..... 2
825	生活保護法による医療機関の指定	（ 〃 ）..... 2
826	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）..... 3
827	〃	（ 〃 ）..... 3
828	保安林の指定の解除予定	（森林整備課）..... 3
829	保安林の指定施業要件変更予定	（ 〃 ）..... 3
830	〃	（ 〃 ）..... 4
831	〃	（ 〃 ）..... 4
832	道路の位置の指定	（都市政策課）..... 5

○ 労働委員会告示

2	あっせん員候補者名簿の公示	 5
---	---------------	---------

○ 公告

	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	（農業農村整備課）..... 6
--	-----------------------	------------------

告 示

和歌山県告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西医新 31-26	上富田市ノ瀬診療所	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2504番地の8	令和 元. 8. 31
伊薬新 2-26	とらや薬局	伊都郡高野町高野山768	令和 3. 1. 30
伊医新 5-26	友愛診療所	伊都郡九度山町河根807番地の64	令和 4. 9. 30
西医新 18-26	椿診療所	西牟婁郡白浜町椿33番地	令和 5. 3. 31
橋薬新 13-26	ごんべえドリ薬局	橋本市清水512-13	令和 7. 8. 31

御薬新 11-26	なんかい薬局	御坊市湯川町財部717-1	令和 7. 8. 31
東医新 10-26	みさきメンタルクリニック	東牟婁郡串本町串本2113-2	令和 7. 8. 31

和歌山県告示第823号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年月日
株式会社メディカル ・ギア・エクウィプ メント	岩出市吉田242番地 の9	グループホームラフ ェスタ紀美野	海草郡紀美野町下佐 々1396-8	認知症対応型共同 生活介護・介護予 防認知症対応型共 同生活介護	令和 7. 4. 30

和歌山県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定 番号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		
有医新 52-07	西岡クリニック有田	にしおかクリニック	有田郡有田川町大字小島291番地の9	令和 7. 9. 1

和歌山県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋薬新 51-07	カモメ薬局	橋本市清水512-13	令和 7. 9. 1
御薬新 34-07	なんかい薬局	御坊市湯川町財部717-1	令和 7. 9. 1

東医新 40-07	宇宙と大地のクリニック	東牟婁郡太地町太地1429番地	令和 7.10.1
--------------	-------------	-----------------	--------------

和歌山県告示第826号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
株式会社第一薬局土入	和歌山市土入168-30	西岡朋	令和 7.9.1

和歌山県告示第827号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
なんかい薬局	御坊市湯川町財部717-1	桶谷博史	令和 7.9.1

和歌山県告示第828号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- （1）解除予定保安林の所在場所 田辺市上秋津字迫戸545の200、545の201
 - （2）保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - （3）解除の理由 指定理由の消滅
- （1）解除予定保安林の所在場所 田辺市上秋津字迫戸545の200、545の201
 - （2）保安林として指定された目的 公衆の保健
 - （3）解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第829号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第830号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第831号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局

森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第832号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3710	有田市辻堂字出崎300番の一部	和歌山市岩橋1632番地1 スミカ株式会社 代表取締役 吉松三喜	令和 7. 10. 6	5. 00	35. 00

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等を次のとおり公示する。

令和7年10月17日

和歌山県労働委員会会長 田 中 祥 博

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

（令和7年10月1日現在）

氏 名	現 職 等	経験及び経歴	委嘱日
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～45期公益委員 39期～44期会長代理 45期会長	H24. 4. 4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期～44期公益委員 45期会長代理	H26. 4. 2
こじまのりあき 小嶋典明	関西外国語大学教授	41期～45期公益委員	H28. 4. 6
ふじもとようじ 藤本陽司	（元）和歌山県商工観光労働部長兼労働委員会事務局長	44期～45期公益委員	R4. 4. 7
ふじたじゆんき 藤田隼輝	弁護士	45期公益委員	R6. 4. 11
おかもと ゆ み 岡本由美	日本労働組合総連合会和歌山県連合会女性委員会委員長	43期～45期労働者委員	R2. 4. 7
やまもと りゆういち 山本 龍 一	日本労働組合総連合会和歌山県連合会会長	44期～45期労働者委員	R4. 4. 7
たにぐちこうへい 谷口考平	和歌山県医療労働組合連合会書記長	44期～45期労働者委員	R4. 4. 7
みの たにしんじ 美ノ谷晋司	和歌山県電力総連会長	45期労働者委員	R7. 9. 17
おおたみつはる 大田光晴	UAゼンセン和歌山県支部支部長	45期労働者委員	R7. 10. 1
おかだ あ き 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～45期使用者委員	H25. 2. 6

いけだよしのり 池田慶憲	池田鉄工株式会社代表取締役	43期～45期使用者委員	R2. 4. 7
こだませいや 児玉征也	和歌山県経営者協会専務理事兼事務局長	43期～45期使用者委員	R2. 4. 7
はせべたくみ 長谷部 巧	阪和電子工業株式会社代表取締役会長	44期～45期使用者委員	R4. 4. 7
うちたまきとし 内畑雅年	株式会社ウチハタ代表取締役社長	45期使用者委員	R6. 4. 11
うえのたかひさ 上野貴久	労働委員会事務局長		R7. 4. 2
もりもとひろふみ 森本浩文	労働委員会事務局審査調整課長		R7. 4. 2
ほりうち か え こ 堀内香恵子	労働委員会事務局審査調整課課長補佐		R4. 4. 7
くろいひでやす 黒井秀康	労働委員会事務局審査調整課主査		R4. 4. 7

公 告

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年10月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字池之尻1364番	畑	721㎡
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字池之尻1673番	畑	553㎡
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字池之尻1686番	畑	940㎡

2 申請に係る農地の利用の現況等

(1) 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に該当。

(2) 申請に係る農地の所有者（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者があ る場合には、その者。以下「所有者等」という。）

不確知

ただし、申請に係る農地の不動産登記記録上の所有権の登記名義人

氏名 （亡）金森厚

住所 和歌山県日高郡川辺町（現：日高川町）大字中津川1383番地

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に

規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

当該農地は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の区域内にあり、同計画において借受希望者が明確であり、かつ、当該農地の利用条件を改善する予定であるため、公益財団法人和歌山県農業公社農地中間管理事業規程4-1に規定する基準に適合する。

5 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補 償 金 の 額
令和8年5月1日	10か年	30,000円

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年10月31日

(2) 提出先

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産振興課農地利用班

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項